平成２７年（フ）第２７８８号
大阪市生野区小路２丁目８番13号
債務者　龍岡昇こと　金　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２９号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目23番28―701号
債務者　乾　　直子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３６号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ｂ―401号
債務者　山口　敏恵
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９００号
大阪府交野市星田西４丁目１番９―105号、前住所大阪府寝屋川市明和２丁目２番17号
債務者　品田　康夫
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７２号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目６番２号
債務者　中島　和男
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７３号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目６番２号
債務者　小林千恵子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２４号
大阪市住吉区長居東３丁目15番３号　ジュネス長居　304号
債務者　逢坂　彰彦
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２５号
大阪市天王寺区味原町14番４―613号、前住所大阪市東成区深江北１丁目８番８―405号
債務者　米田　香織
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２７号
大阪府門真市本町16番３号　和田文化106号
債務者　西山　幸夫
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１号
兵庫県西宮市甲子園一番町１番17号、前住所兵庫県西宮市満池谷町５番15―410号
債務者　片丘小百合
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目15番５号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目18番12―405号
債務者　髙﨑　昭子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７２号
兵庫県西宮市本町５番28―101号　リブマックスロキシー
債務者　岩本　法子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７６号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目15番地の２　第二清和苑203号
債務者　金子　香織
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０７号
兵庫県尼崎市大西町３丁目１番34号　グローバル立花301
債務者　開　　洋平
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５４号
熊本市南区野口３丁目14番41号
債務者　渡辺由希美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１号
大分市富士見が丘東３丁目22番８号
債務者　大鶴千鶴子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２２号
大分市大字野津原173番地の１（カルムアンジュ　B202）
債務者　矢野　文彬
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係